

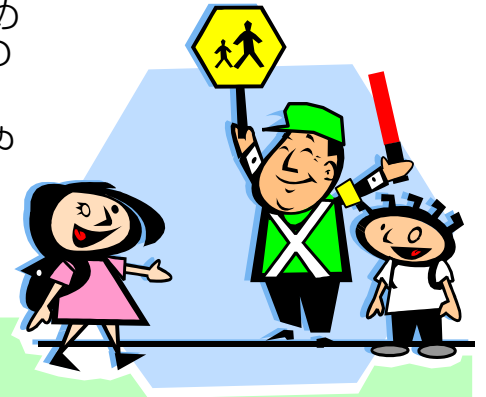
子ども見守り隊

防犯パトロール

パトロール用品を支給しています

郡山市では地域における安全で安心なまちづくりのため自主的にパトロール活動を行う団体に、パトロール活動のための用品の支給を行っています。

地域で子どもの登下校を見守る『子ども見守り隊』や町内会等での『防犯パトロール』などについてご検討してみてはいかがでしょうか。



対象となる団体

- (1) 郡山市内において地域のパトロール活動を行う団体であること。
- (2) おおむね 10 人以上の従事者で組織されていること。
- (3) パトロール活動を毎月 1 回以上継続的に行うことができること。
- (4) 営利を目的としていないこと。
- (5) 町内会その他の住民自治組織、警察、学校、防犯協会等と連携が図られていること。
- (6) 特定の建築物又は施設のみを対象として活動しないこと。

支給用品 ※用品の支給は原則 1 団体につき用品 1 種類あたり 1 回です。

用品の種類	支給限度数量	支給用品のイメージ ※実際の支給用品と異なることがあります
帽子(春夏用)	全従事者数と同じ個数以内	
帽子(秋冬用)	全従事者数と同じ個数以内	
腕章	1 回当たりのパトロール従事者数と同じ個数以内で最大 20 個まで	
信号灯	1 回当たりのパトロール従事者数と同じ個数以内で最大 5 本まで	
ベスト	1 回当たりのパトロール従事者数と同じ個数以内で最大 20 着まで	
横断旗	1 回当たりのパトロール従事者数と同じ個数以内で最大 20 本まで	 横断旗 (縦 60cm 横 70cm)

◎用品の支給は原則 1 団体につき用品 1 種類あたり 1 回です。

※帽子については、新たな従事者が加入した場合は新加入者数まで追加支給できます。

※支給した用品が劣化・破損した場合は、劣化・破損した用品と引き換えに新しい用品を支給します。

申請方法等

◎ 申請様式に必要事項を記入のうえ、市役所セ・コミュニティ課(市役所西庁舎 3 階)へ提出してください。

(申請様式は郡山市のウェブサイトからダウンロードするかセ・コミュニティ課まで)

◎ オンライン申請も受け付けています。

郡山市ウェブサイト → くらし「防災・防犯」 → 防犯 → 地域パトロール支援事業



◎ 用品の支給を受けたときは、団体の代表者は、翌年度 4 月中に「地域パトロール実績報告書」を提出してください。

※ 用品の支給決定から 1 年以内にパトロールを行わなくなったときは、パトロール用品を返還してください。

※ 申し込み多数の場合や規定の限度数量以上の申請の場合など、申請どおりに支給できないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

※ このチラシの内容は予告なく変更となる場合があります。

お問い合わせ 郡山市 セ・コミュニティ課 (市役所西庁舎 3 階)
電話(024)924-2151 FAX (024)921-1340